

令和4年2月24日環境生活委員会 開催状況

開催年月日	令和4年2月24日(木)		
質問者	民主・道民連合	高橋 亨	委員
答弁者	環境局長	土肥 浩己	
	循環型社会推進課長	津島 正緒	
	環境保全担当課長	中尾 睦子	

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 道内に埋設されている枯れ薬剤について</p> <p>(一) 廃棄物に該当するののかについて 前回の委員会で取り上げさせていただきましたけれども、道内における2,4,5-T系の除草剤の廃棄処分についてでございます。前回の委員会でのやり取りの前段でみなさんと意見交換をさせていただきましたが、まずこの廃棄処分についての前提にあることは、これは廃棄物ではないのだという見解を示されました。</p> <p>私が調べましたら、昭和46年11月5日に出されました林野庁長官通達には、「2,4,5-T系除草剤および有機塩素系殺虫剤等の廃棄処分について」という表題で、その中で『廃棄の方法は』と書いていて、具体的な廃棄の方法について通達の中で出されていますが、ダイオキシンを含むこれらの枯れ薬剤、除草剤は、『廃棄物』ではないのか、改めて伺います。</p> <p>(二) 廃棄物の概念について 今あったように、毒物劇物法に沿って当時の厚生省に相談をしてその法律に依拠した対処をするということになっているという答弁でしたが、毒物劇物法15条の2には廃棄についてという項目があって、それを引き継ぐ政令においては第40条に廃棄の方法についてということがありまして、その2つの法と政令によって廃棄をしたという流れでございますね。ここは否定はされないだろうと思います。林野庁長官が廃棄についての通達を出して、その依拠するところが毒物劇物法の廃棄、さらには廃棄の方法によってということですから、誰がどう考えてもこれは廃棄物だということになるのではないのでしょうか。</p> <p>(再) それは今言ったんですが、全部に廃棄という言葉が入っている。廃棄されるものはなんと言うんですか。廃棄されるものは廃棄物だ。廃棄物だとすると法律に関わって様々な手法等の影響が出てくるからそれは問題がある。これははっきり最初に言っておかないと、その後の対処について国がやったことが正しかったかどうか含めてです。</p> <p>ですから、最初に廃棄物ですかと言う話。今お答えがあったようにそれぞれ依拠する法には全て廃棄、廃棄の方法と書いています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法と呼んでいるのですが、これは昭和45年にできあがった法ですし、その通達によって処分したのは46年です。廃棄物処理法というのは所管ですから、釈迦に説法かもしれませんが、社会情勢の変化によってどんどん改正在されているわけですけれども、45年当時はこのダイオキシンを含んだ2,4,5-T系除草剤の対処の仕方というのは、まだはっきりとしたものは示されていなかったと思われる。したがって、当時の厚生省と相談して毒物劇物法に伴うもので対応したということは理解できるのだけれど、その廃棄処分したものは廃棄物ではないという言い張り方が問題があるのではないかという気がしている。</p>	<p>(循環型社会推進課長) 埋設されている除草剤に関し、廃棄物の該当性についてですが、現行の国の通知によると、廃棄物であるか否かは、その排出時点で、性状や取引価値の有無などを総合的に判断する必要があるとされていますが、そうした判断基準が明確でなかった当時において、本件に関し、国がどのように判断されたかについては、承知していません。</p> <p>なお、本件については、林野庁が、昭和46年の埋設にあたって、当時の厚生省など関係機関と協議の上、「毒物及び劇物取締法」に基づいて具体的な処分方法を定め、当時の営林局に通知したものと承知しています。</p> <p>(循環型社会推進課長) 林野庁通達の趣旨についてであります。森林管理局に確認したところ、この通達によることとした当時の考え方などについては、承知していないとのことでありましたが、通達の中では「廃棄の方法は、毒物及び劇物取締法第15条の2、同施行令第40条に基づくものとする」とされているところでございます。</p> <p>(循環型社会推進課長) 廃棄物の該当性についてでございますが、廃棄物処理法では廃棄物とは、使用することができなくなり、他人に売却することができなくなったものであり、その性状や排出状況、占有者の意思などを総合的に勘案して判断されることとあり、占有者である国が廃棄物ではないとし、保全管理している現状において、道が廃棄物と判断することは難しいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>今の法、50年前ではなくて、今の知見で考えるとどういうものになるのでしょうか。</p> <p>今の法のやりとりをしても直らなかったのですから、結論は出ないのかもしれないけれど、今の言い方をされると私が廃棄物でないとせば廃棄物でないし、私が廃棄物だと言えば廃棄物だと、この処理は勝手にしていいということに繋がっていくんですかね、いくら国が相手であっても。廃棄物処理法は16条になんて書いてあるか。何人もみだりに廃棄をしてはいけない。ですから勝手にものを捨てたらダメなんです。さっき言ったようにこれは私が廃棄物だと思えば廃棄物、私が廃棄物ではないと思えば廃棄物ではないという展開の言い方は少し違うんではないかという気がしています。道の所管している環境生活部が、国の言うとおりにしか受け止めていなかったというところに少し問題意識の薄さがあると思っています。</p> <p>(三) 場所の掌握について 埋設場所についてですが、具体的な埋設場所については、道は安全管理に影響が生じるおそれがあるので公表されていないと聞いているとのことですが、埋設当該自治体である道は、具体的な場所について承知しているのか伺います。</p> <p>(四) 異なる処分について 道は何処に投げたか、何処で処分されたかわかっているわけでございます。そこで道内で埋設された6カ所のうち、3カ所で通達と異なる埋設が行われたとのことですが、それは何処に埋設されていたのか、2・4・5-T系除草剤だったのか、埋設されていた性状は粒剤なのか乳剤なのか粉剤なのかそして、どのような方法で埋設されていたのか伺います。</p> <p>(再) つい最近になって道では意識した。当時はそういう情報について、道としてどのような見解を持っていたかをお聞きするのは難しいのかもしれませんが。 いつ頃から皆さんは、このような課題について意識しはじめたのか、伺います。</p>	<p>(環境保全担当課長) 埋設場所についてであります。道では、さきの当委員会での議論を踏まえまして、先般、北海道森林管理局に対し、道内の国有林内における2,4,5-T系除草剤の埋設に関して、環境への影響に対する懸念もあることから、埋設場所や内容物の状況等の情報共有について申し入れたところでございます。 森林管理局からは、今後、道に対して当該埋設物に関する情報共有を行うことについて確認するとともに、具体的な埋設場所について公表はされていないものの、説明を受けたところでございます。</p> <p>(環境保全担当課長) 埋設場所や方法についてであります。さきの委員会においては、森林管理局に確認した上で、道内の国有林における埋設場所のうち、昭和46年の林野庁長官通達とは異なる方法により埋設が行われた場所は、3箇所である旨答弁したところでございます。 その後、森林管理局からの連絡により、これらのうち、広尾町と標茶町の各1カ所については、通達と異なる埋設が行われたものであります。残り1箇所の夕張市については、59年の調査の際に実際の埋設場所と異なることが判明し、再調査の結果、埋設方法については通達どおりであったことを確認したところでございます。 森林管理局によると、これら通達と異なる埋設が行われた2カ所について、広尾町では、乳剤の入った缶をそのまま埋設したもの、また、標茶町では粒剤の入った缶をビニール袋に包み埋設したものと聞いております。</p> <p>(環境局長) 埋設当時の対応等についてであります。昭和46年の埋設当時における国からの説明等については、道及び森林管理局において、関係書類が確認できなかったため、詳細は把握できていないところでございます。 道では、59年に当時の林務部におきまして、この問題に関して、庁内の関係各部署で構成する連絡会議を設置し、対策について連絡を密にして、情報交換等を図ってきたものと承知しております。その後につきましても、関係部が打合せをする会議を行うなどして対応してきたものと承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>通達と異なる方法により埋設された3箇所についてどのように意識されたのか。多分、意識はそれほどされていなかったのだと思います。</p> <p>6箇所のうち3箇所は通達どおりではない埋設をされたのだけれども、その当時は危険だという意識もなくそこに埋められたのではないかと思います。</p> <p>(五) 林野庁との協議について</p> <p>前回の時にですね、最後に私の方から当時の国との協議について、当該の各市町村の方に確認して欲しいとお話ししましたが、お話しされたのでしょうか。</p> <p>結果的にはその当該市町村も50年前に埋め立てたものに対する意識が薄いということなんです。行政は継続ですから公文書を廃棄することも確かにあるかもしれませんが、こういう危険なものを埋めているということを引き継ぎしていかななくてはならない。したがって、その自治体の方々もこの意識が非常に薄かったかもしれないし、道の方も意識が薄かったかもしれない。</p> <p>知事は夕張の市長をやっておりましたけれども、道内で埋設された一番多い量は夕張なんです。知事はこれ知ってたかもしれない。興味はまったくなかったかもしれない。環境部局から聞いてなかったかもしれない。まったくそういうような状況はですね、ダイオキシン系は意識が薄かったんですね。しかし、一方ではこの道の環境部署関係というところは、そういうことがあってはいけないんだろうと思っています。</p> <p>(六) 保安全管理について</p> <p>林野庁森林管理局、年に2回、春と秋に検査していますけれども、目視による点検を行っているようですが、その点検のですね結果については、道や各自治体は受けているんですか。</p> <p>(再)</p> <p>今の答弁を聞いてると、一部の市町には報告がなかった、異常があった。森林管理局が言っているのは異常があった場合はお知らせするということなんです。ということは一部異常はなかったということなんです。報告をする場合は異常があったとき。今のお答えは一部報告があったということなんです。</p> <p>異常がある場合に報告をするというのは、国の方は確かですから、先ほどのそのようなことでお聞きしたんです。</p> <p>異常があったのではないかと。なぜ、その異常が報告されなかったのかと、その異常はどのような異常だったのか。道民の健康に影響はないものかどうなのか。非常に関心事なので、そういうことはきちんとですね報告に出されるべきです。</p>	<p>(環境保全担当課長)</p> <p>関係市町への確認についてでございますが、道では先般埋設されている6つの市町に対し問い合わせしましたところ、埋設時における国との協議内容につきましては確認できなかったものでございます。</p> <p>(環境保全担当課長)</p> <p>定期点検の報告についてであります。森林管理局によりますと、当該埋設物に関し、各関係森林管理署においては、春と秋の年2回定期点検を実施し、現地において目視により標識や囲いの設置状況、被覆箇所の状況のほか土石の採取など、土壌のかく乱の状況などの確認を行っていると考えています。</p> <p>これらの点検結果につきましては、道や一部の関係市町には報告がなかったことから、森林管理局から、今後は、道を含め関係する全ての市町に報告する旨の説明があったところでございます。</p> <p>(環境局長)</p> <p>市町村への点検結果の報告についてでございますが、一部の市町村に報告があったことにつきまして、その意図とするところは承知していません。いずれにいたしましても、今後しっかり道や関係市町に報告をするように求めたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 土壌汚染対策法について</p> <p>土壌汚染対策法というのがあります。第5条には、都道府県知事が「土壌汚染による健康被害が生じるおそれのある土地の調査をさせ、その結果を報告すべき事を命ずることができる」、ことになっているのです。</p> <p>第6条では「当該汚染による人の健康に係る被害を防止するための当該汚染の除去、当該汚染の拡散防止、その他の措置を講ずる必要がある地域として指定」しなければなりません、その場合は、公示しなければなりません。広く皆さんに知らしめよということです。事業者にも、都道府県知事がです。</p> <p>第7条では汚染除去計画の提出を求めることができますので、処分をした人にです。今お話をさせていただいた土壌汚染対策法の所管は環境生活部ですよね。お伺いします。</p> <p>(再)</p> <p>この法律は、平成14年にできた法律ですから、先ほどいったように、社会状況の変化やいろんなものが出てくるわけですし、それに沿って対応を考えていかなければならない。先ほどお話しがありましたけれども、規制されているもの以外にも、このダイオキシン等の問題は健康被害を生じるおそれがあるものなのです。だとすれば、それらのことも踏まえながら、環境生活部としては、法に則っている以外のものであっても、そういうものに該当するものであれば、それはきちっと対応していかなければならないというのが、行政の立場ではないでしょうか。法にいわれたものだけやっていく、というだけで行政はOKなのか、そうではないと思うのですが、いかがでしょうか。お聞きします。</p> <p>(再々)</p> <p>そういった場合は、土壌汚染のおそれがある場合ですね、今まで済んだことは済んだこととしながらも、そこはしっかりと反省をしていただきたいのですが、有害物質であるものについて意識を強くして、今後対応していかなければならないと思っています。先ほどお答えさせていただきました森林管理局の方からの報告の問題について、問題がなければ報告をしないという話がありましたけれども、平成16年3月25日の参議院の農林水産委員会、この場で林野庁は点検記録簿について記録していますということでございます。この点検記録簿については、「自治体の要請があれば即時、適切に内容を知らせる」と答えているわけです。これまでにこの記録簿に関して要請したことはありますか。</p> <p>(八) 国の点検調査について</p> <p>このやりとりが、こういう体制になってやっとはじめられるとなったわけで、しかし、今まで本当に道も林野庁も含めて、少しずさんだったのではないかと思っているわけです。</p> <p>年2回ほど調査をしているということですが、これについて、道もこの検査に同行するお考えがあるのか、伺います。</p>	<p>(環境保全担当課長)</p> <p>土壌汚染対策法についてであります。この法律は、有害物質に係る土壌汚染対策の実施により国民の健康を保護することを目的としており、都道府県知事が、土地所有者等に対し、土地の形質変更の際などに調査、報告をさせることや、健康被害が生じるおそれがある場合には、汚染の除去等の措置を指示することなどとなっております。こうした事務については当部が所管しているところでございます。</p> <p>なお、この法律では、鉛やヒ素など26の有害物質を対象としておりますが、2,4,5-Tやダイオキシン類は対象とはされていないところでございます。</p> <p>(環境局長)</p> <p>土壌汚染対策法についてであります。この法律は、有害物質に係る土壌汚染対策の実施により国民の健康を保護することを目的としておりまして、都道府県知事が、土地の形質変更の際などの調査、報告をさせることなど、健康被害が生じる場合には、汚染の除去等の措置を指示することになっており、こうした事務を適切に運用していくことが必要と考えております。</p> <p>(環境保全担当課長)</p> <p>点検結果についてであります。道では、これまで、森林管理署が行った定期点検の結果に関する報告について、国に要請した事実は確認できませんでしたが、この度、森林管理局に対し、本件に関する情報共有について申し入れを行った際、今後は、道及び関係するすべての市町に対し、点検結果について報告する旨の説明があったところでございます。</p> <p>(環境局長)</p> <p>埋設地周辺の状況についてでございますが、本件に係る埋設地周辺の状況の把握につきましては、基本的に埋設者である国において行われるべきものであり、今後、関係する市町の意向も踏まえながら、連携して、国に対し、周辺環境に関する把握について必要な対応を求めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、道といたしましては、先般、森林管理局に申し入れを行った際に情報共有と合わせて、国が行う点検に立ち会うことについても確認したところでありまして、今後、年2回の定期、災害時点検に同行するなど地元市町と連携して対応してまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(九) 水産林務部との連携について この問題は林野庁ですから、道の組織で言えば水産林務部です。しかし、昭和59年に宇和島においてダイオキシンの漏出事件が発覚してから、問題が環境に大きく影響を及ぼすことから、当時の環境庁もこの問題に関わっています。 北海道としては、水産林務部と環境生活部は、この問題について、いつからどのような連携を行ってきたのか伺います。</p> <p>(再) それは何回くらい行われていたのですか。</p> <p>(再々) 結局そういうことなのですよ。昭和59年に漏出事件があって、適切な処理がされていないことがわかってから、庁内で打合せ、会議をやる。平成10年にも1回。それ以外には、知らされていない。当然のことながら、報告を求めてもいないし、報告もないから、環境生活部としても、この問題についての取扱いが進んでいなかった。大いに反省しなければならない課題であろうと思っています。 他の県では、埋め立てられた各自治体と県が協議会を結成して、情報交換とか、意見交換などを実施している。 道は、道内に埋立てられている6つの自治体と協議会的なものをつくって、情報の共有や対応の協議を行っていく考えはないのか。</p> <p>これまで、まったくばらばらですし、行政の継続もなかったわけですから、これから、連携をきちんと取ってこの問題に取り組んでいただきたい。</p> <p>(再々々) 先ほども話があったが、年2回の調査に同行するというのですが、これは目視なのです。他の県では、サンプルを取って、モニタリング検査をやっているところもある。その費用は1回60万円前後。高額なわけでもない。安全はともかく、安心の問題には力を入れていかなければならない。このモニタリング調査をする考えはないのか。</p> <p>埋設者責任であるとするならば、国にそのことを求めるべきではないですか。そうでなければ、道民の健康に影響のあるおそれがあるものが埋まっているわけですから、国がやらないというのであれば、道が率先してやるべき。市町村がやってもかまわない。少なくとも、国はやらないといっている。だとすれば、道がやることもあり得る。 他の県でやっているところがある。予算もせいぜい60万円程度。県の皆さんに安心を提供している。道は、国に対して、目視だけでなくモニタリング調査をやることを要請しなければならない。それでも国がやらないのであれば、道がやるといったことがあってもいい。 今後、まだ、掘削して新たな処分をするまでに時間があると思っていますから、まずは、国に求める。国が心配がないというのであれば、道がやってほしい。</p>	<p>(環境保全担当課長) 庁内関係部との連携についてであります。昭和59年に林野庁が全国の埋設地の調査を行った際の当時の資料を確認したところ、道では、本件に関し、当時の林務部において、庁内関係各部が連絡を密にして、情報交換等を行うため、関係課で構成する「2,4,5-T系除草剤対策連絡会議」を設置しており、当部もメンバーとして参加するとともに、その後、平成10年にも水産林務部が庁内関係者と打合せを行い、情報共有や今後の対応について意見交換を行ったところでございます。</p> <p>(環境保全担当課長) 関係資料によりますと、昭和59年当時の「2,4,5-T系除草剤対策連絡会議」については、3回開催されており、また、平成10年に水産林務部が庁内関係者と打合せを行ったのは1回と確認しているところでございます。</p> <p>(環境局長) 埋設地周辺の状況についてであります。本件に係る埋設地周辺の状況の把握については、基本的に埋設者である国において行われるべきものであり、道としては、今後、関係する市町の意向も踏まえながら、国に対し、周辺環境に関する把握について、必要な対応を求めるとともに、年2回の定期、災害時点検に同行するなど、関係市町と情報共有を図りながら、連携して対応してまいります。</p> <p>(環境局長) 埋設地周辺の状況についての重ねてのご質問でございますが、本件に係る埋設地周辺の状況の把握については、基本的に埋設者である国において行われるべきものであり、道としては、今後、関係する市町の意向も踏まえながら、国に対し、必要な対応を求めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>経過がございまして、昭和46年からですから、もう50年経っている。この間、国会でも17、8回ほど、この問題については取り上げられている。質問趣意書も出されている。</p> <p>各県では議会でも取り上げられていて、先進的な取り組み、熊本県、福岡県、岩手県など、道より、この問題について真剣に取り組んでいるところがあるわけです。</p> <p>さまざまな状況の変化があって、やっと今年に入って林野庁から、全国46箇所、埋設されている除草剤について方向性を出さなければいけないということで、岐阜県、高知県、佐賀県、熊本県の4県を抽出して、掘削の検討を行うという答弁をしている。先般の2月17日の衆議院予算委員会の第4分科会では、林野庁長官が、撤去を念頭に、年度内の調査に取り組むという話をしていることから、方向性がある程度見えてきたという気がする。後はスケジュール感と思う。そして、その方法がどういう方法なのか。まだ、尾を引く課題だと思う。国が安全だと言っているから安全なのではなく、道としても、道民の皆さんに安心を与えるような、取り組みをしていただきたい。</p>	